

江東区都市計画マスタープランの改定について

1 改定の状況

令和元年12月11日開催の防災・まちづくり・交通対策特別委員会において報告した「江東区都市計画マスタープランまちづくり基本方針（素案）」について、令和元年12月21日から令和2年1月15日までの間に実施したパブリックコメントの内容及び令和2年2月10日開催の都市計画マスタープラン策定会議における議論や意見等を反映し、「江東区都市計画マスタープランまちづくり基本方針（案）」としてとりまとめた（資料5-3）。

令和2年度は、この基本方針を踏まえ、地区別のまちづくり方針についても検討を進める。

2 江東区都市計画マスタープランまちづくり基本方針（案）について

- (1) 江東区都市計画マスタープランまちづくり基本方針（案）概要（資料5-2）
- (2) 江東区都市計画マスタープランまちづくり基本方針（案）（資料5-3）

3 地区別まちづくり方針の改定の概要

(1) 位置付け

各地区の現況と課題を整理して、地域特性を活かした地区の将来像を示すことにより、各地区のまちづくりを進めるガイドラインとする。

(2) 地域及び地区の区分

出張所管内を基本の対象区域として、土地利用の状況や地形地物等を考慮し、区内を3地域7地区に区分する。

(3) 地区別のまちづくり方針の内容

各地区における土地利用現況や人口推計、アンケート調査結果等を踏まえて課題を整理し、地区ごとにまちづくりの目標や整備方針等を示す。

(4) 検討方法

策定会議等による検討に併せ、区民視点によるまちづくりを進めるため、地域団体や公募区民等により構成する地区別ワークショップを行う。

4 地区別ワークショップについて

(1) 地域地区区分

深川地域 【約30名】	深川北部地区（小松橋、白河） 深川南部地区（富岡、東陽※1）	（ ）内は、出張所管内を対象区域とする。 ※1 東陽：旧出張所管内 ※2 城東南部地区：砂町出張所管内、南砂出張所管内のうち湾岸地区以外
城東地域 【約30名】	城東北部地区（亀戸、大島） 城東南部地区（砂町、南砂）※2	
南部地域 【約30名】	南部地区西、南部地区東、湾岸地区	

(2) ワークショップの体制

① 委員の選定

ワークショップ委員は地区ごとに住んでいる人、働いている人、活動している人で構成する。公募委員（在住・在勤・在学）は選考により決定する。

② 委員の構成と人数（地区の標準的な人数）

委員の構成		人数
住んでいる人 働いている人	町会・自治会、商店会、商工会 議所、都市再生機構等	8～10名
	公募委員（在住・在勤・在学）	4名
活動している人	まちづくり団体	2名
合計		約15名

※深川・城東地域は出張所別に分けて検討を行う。

③ 運営

講師 総括
ファシリテーター・区職員 進行・誘導

5 今後の予定

令和2年 4月～ 地区別のまちづくり方針の検討
 第1回地区別ワークショップ（3地域合同開催）
 第2～4回地区別ワークショップ（地域別）
 第5回地区別ワークショップ（全体発表会）
 10月
 12月 都市計画マスタープラン全体案の作成
 パブリックコメント実施
 令和3年 3月 策定